

環境影響評価審査会火力発電所部会議事録

- 1 日時：平成 19 年 6 月 19 日（火）14:30～16:30
- 2 場所：関西電力(株)姫路第二発電所
- 3 議題：姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価方法書の審査について
- 4 出席委員：朝日部会長、川井委員、北村委員、澤木委員、田中みさ子委員、中野委員、西村委員、山口委員
- 5 事務局：環境影響評価課 築谷課長、森本係長外 2 名
- 6 関係部局：水質課、中播磨県民局
- 7 事業者：関西電力(株)
- 8 配布資料：
 - ・会議次第
 - ・出席者名簿
 - ・姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価方法書

9 議事概要

事業者より、対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）について説明。

〔質疑〕

（委員）方法書に記載するデータは、新しいデータを使用すべきではないか。古いデータならば掲載しない方がよいのではないか。

（事業者）第 4 章のところで考え方を説明する予定であるが、既存設備の更新であるので、現状より環境負荷を下げ的方向で、対策も含めてアセスを進めていきたいと考えている。

その上で、特に海域関係については、過去の姫路第一発電所 5 , 6 号機のアセスデータ、及び運転開始後のモニタリングデータがあるため、このデータを活用したいと考えており、現在との比較において経年的に大きな変化がないことを確認するために、補完的に現況調査時にデータを採る計画としている。現況調査と過去の調査の両方のデータにより影響評価したいと考えており、その審査は準備書段階でお願いするが、方法書段階では 3 章のデータを反映することで 4 章の項目、ポイント数等で適当かを審査願いたい。

事業者より、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について説明。

〔質疑〕

（委員）特定建設作業における騒音、特定工場及び特定建設作業における振動については、工業専用地域であることから規制基準がないが、なぜ選定したのか。また、どのように評価するのか。

- (事業者) 環境影響評価の対象とする地域を周辺 1 km の範囲としており、その区域内に民家があるため評価項目として選定した。なお、施設の稼動に伴う騒音については、騒音規制法では規制区域外であるが、姫路市条例で第 4 種区域との境界線から 100m の区域内については第 4 種区域の規制基準が適用されている。
- (委員) 振動については、振動規制法の規制区域外である上に、姫路市公害防止条例にも規制基準がないため、規制基準との比較による評価ができない。このように、基準のないものについても選定するのであれば、低周波音についても評価項目に選定してほしい。
- (事業者) 低周波音については、発電所の環境影響評価に係る主務省令では影響が少ないものとして、参考項目から外れている。
- (委員) 発電機、変圧器及び圧縮機等があるため影響はあるのではないかと。騒音・振動のように、心配があるものは項目として入れるべきではないかと。
- (事業者) 今回の設備更新と同様の発電方式であるコンパインドサイクル方式を導入している姫路第一発電所の 5・6 号機では、運転開始後に低周波音の測定を行ったが、問題ないレベルであった。
- (委員) 騒音・振動は項目として選定し、低周波音は選定しないというのは、評価項目の選定の考え方に一貫性がないのではないかと。
- (事業者) 騒音・振動については、周囲 1 km の範囲に民家が存在するため選定している。しかし、低周波音については、過去に発電所において低周波音が問題となった事例は把握しておらず、環境影響評価の参考項目にも該当していない。低周波音については、姫路第一発電所の低周波音の実態調査結果を示し、説明したい。
- (委員) 現状で騒音・振動で問題になっていないのであれば、騒音・振動も除外してもよいのではないかと。マニュアルどおりに見受けられる。評価項目として選定した根拠を明確にすること。
- (委員) 建築物というのは、どの程度のものを対象としているのか。建築物はどの程度の高さになるのか。
- (事業者) 建築物は、タービン建屋及び事務所を対象としている。工作物はそれ以外のものを対象としている。詳細は今後検討するが、タービン建屋で 20 数 m 程度になると考えており、ボイラーよりは低い。
- (委員) 予測時期の設定であるが、2 期工事終了後の撤去工事の影響を加味しているのか。定常状態となる時期とはどの時期を想定しているのか。供用と工事の影響を重ね合わせて評価するのか、別々に評価するのか。
- (事業者) 定常状態とは、すべての工事(撤去の工事を含む。)が終了した後を指しており、更新後の発電所の運転が定常の状態になる時期としている。工事中は、一部運転開始後の撤去工事も含めた時期としている。窒素酸化物については、工事中と施設の稼動に伴う最大着地濃度の現れる地点が異なるため、互いの影

響は寄与しないと考えている。

- (委員) 騒音の場合は、施設の稼働と工事が重なる時期については、工事中として予測するのか。その場合は、施設の稼働と工事の影響を重ね合わせた上で、最大値となる時点で評価するというのか。
- (事業者) 騒音・振動については、建設機械の稼働による寄与分と施設の稼働による寄与分の重ね合わせで評価する。なお、現状の騒音・振動の調査結果には、発電所の稼働による寄与分を含んでいることから、工事中の寄与分を加えるだけで、建設工事と施設の稼働の双方の重ね合わせが考慮されているとも言える。いずれにしても、影響が最大になる時期をもって予測・評価を行うが、寄与分とバックグラウンドをどのように設定するかは今後検討する。
- (委員) 今回の計画は設備更新であるが、廃棄物については一般的な方法書のように「造成等の施工による一時的な影響」と簡単に記載されている。既設設備の撤去工事に、ボイラー、煙道及び煙突の撤去が挙げられているが、有害廃棄物等の心配はないのか。廃棄物の種類はどのようなものを想定し、リサイクルまで適正に行うのか。
- (事業者) 撤去に伴う産業廃棄物については、廃棄物処理法に従い適正に処理する。また、相当量の産業廃棄物が発生すると予想しているが、種類別の発生量、有効利用量、処分量については、最大限考慮するよう工事工程、計画を立てた上で、対応したいと考えている。詳細については、準備書段階で明らかにしたい。
- (委員) 排水汚泥は乾燥させているのか。
- (事業者) 汚泥については脱水を行っており、乾燥は行っていない。
- (委員) 景観のフォトモンタージュについては、煙突が約 80mとなり現状より景観影響は少なくなると思われるが、準備書で記載する色彩については検討しているのか。
- (事業者) 今後、準備書作成段階で検討する。
- (委員) 人と自然との触れ合いの活動の場について、灘浜緑地は敷地に隣接しているが、一般住民がアクセスできる地点か。
- (事業者) グラウンド等があり、一般住民が利用できる施設である。対象事業実施区域から最寄の人と自然との触れ合いの活動の場ということで挙げている。
- (委員) 建設工事中の交通アクセスにより交通渋滞を起こしそうな場所は、白浜海浜公園と浜手緑地あたりと思われるが、白浜海水浴場で夏季にかなりの利用者が集中するのであれば、加味して検討してほしい。
- (委員) LNG 気化器の冷熱に関する現状の利用状況と今後の計画はどのように考えているのか。
- (事業者) 気化器では、海水を一部冷やしているだけであり、冷熱については利用せず放流している。現状、冷熱を利用する計画はない。
- (委員) 回収して冷却水として有効利用する等、将来的に冷熱利用の方策を検討し

てほしい。

- (委員) 主要な振動発生機器については強固な基礎を構築するとあるが、建物全体に杭を打つのか、施設のみに強固な基礎を構築するのか。振動は地盤と基礎の連成振動であるため、低い振動数であれば、敷地境界線上で影響が少なくても、遠くまで振動が伝播するおそれがある上、家屋の固有振動数と一致し、遠くの家屋でも振動することがある。これらを勘案した上で強固な基礎を構築するとしていればよいが、安易に強固な基礎を構築するという表現を使用すべきではない。

以上